

Title	明末の中国カトリック教会における婚姻問題について
Sub Title	Catholic marriage during the late Min Dynasty
Author	安, 廷苑(Ahn, Jung Won)
Publisher	三田史学会
Publication year	2003
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.72, No.2 (2003. 6) ,p.29(167)- 57(195)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20030600-0029

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

明末の中国カトリック教会における婚姻問題について

安 廷 苑

一、はじめに

イエズス会による中国布教は、東インド巡察師として赴任したアレツ・シャンドロ・ヴァリニヤーノがマテオ・リッチなどヨーロッパの自然科学に精通した宣教師たち

を呼び寄せたことによつて、十六世紀末頃から本格的に進展している。マカオから中国本土の方へ進出していつた宣教師たちは、一五八三年に中国南部の肇慶に定住して、一五九五年には南昌へ進み、そして一五九八年には一時的とはいえ、リッチ一行が北京にまでたどり着くことに成功した。しかしその一方で宣教師たちは、ヨーロッパ本国とは異なる様々な価値観に直面することになるのである。とりわけ中国人の婚姻は、婚姻の單一性と不解消性を説くカトリックの婚姻觀とは真っ向から対立す

るものであった。キリスト教宣教師たちの遺した教会史料を用いて中国の婚姻問題に注目した研究は極めて少ない。矢沢利彦氏は、西洋人の目から見た中国の女性問題を考察しているが、その中で婚姻問題に僅かに言及しているに過ぎないのである。⁽¹⁾

本稿では、一六〇〇年当時マカオのコレジオ院長であつたマヌエル・ディアスがイエズス会総長に宛てた報告書を基にして、明末の中国カトリック教会における婚姻問題について考察を行ないたいと思う。中世以来の長い伝統によつて培われたヨーロッパのカトリック教会法と、それとは非常にかけ離れた東アジアの布教地における社会の実状との間で宣教師たちが模索した、婚姻問題に対する解決策について考えてみたい。以下、ディアスの報告書の全文を紹介する。

一、マヌエル・ディアスの報告書

中国において頻繁に生じ、特免が望まれる、婚姻のいくつかの事例に関する情報

中国人が、六つか七つの事例において正妻

を離縁することが許されるという法律を持つていることを、私は目撃した。その事例において彼らは、たとい名譽ある人々であつても正妻を離縁して、他の妻を迎える。彼ら以外の身分の低い人たちは、彼女が好きでないからとか、子供がいないためとか、借金のため彼女たちを自分たちに売るようマンダリンが命じたためとか、またはその他の理由から、妻を簡単に離縁する。離婚は夫たちが他の男に彼女たちを彼らの妻として売ることである。彼らも彼女たちを受け取った時に、^{ドテラス}婚資または手付金として、彼女の両親にお金を支払う。離婚した男は通常他の女性と結婚する。ここから次のことが分かる。例えばペドロが彼の妻を離縁して、他の女性を迎えて彼女との間に子供を得る。そして離縁された妻も、彼女を与えるか売つたかした相手のジョアンとの間に子供がいる。その場合、これら四人の一人一人の改

宗は、様々な理由から非常に困難になる。第一に、ペドロにとつて子供たちの母親を捨てて、子供たちを養育してもらうために他の女性を迎えるのは非常に難しいからである。第二は、妻を捨てて結婚せずにはいることは、彼にとつてさらに難しいからである。なぜなら彼が自分で息子たちを養育したり、娘たちを見守つたり、その他のことをしたりするのはできないし、また禁欲して暮らすこともできないからである。第三は、彼が同棲しているこの一度目の妻の親戚者たちは、彼が彼女を捨てるのを非常に悪くとる。第四に、離縁された女性と彼女の子供たちを有するジョアンは、彼女を手放すことを望まないからである。第五は、最後にして非常に重要なことであるが、中国では現在同棲しているこれらの妻^{モリエレス}全員と別れるることは非常に悪くとられ、またそれはこれららの原則において神の法を非常に困難にし、さらに憎惡的^スにさえしてしまうであろう。というのは中国人は、婚姻の契約は他の契約の如く、両者の合意によつて無効にすることができるのだと思つてゐるからである。それどころか次のような事態になることが充分考えられる。すなわちマンダリンやさら

に王レイまでもが、もしもそれを知つたなら、彼らのやり方で結婚した者を引き離すことによつて生ずるであろう混乱や騒乱を避けるために、神の法が説かれるのを禁ずるであろう。そしてこれらの離婚は中国では頻繁に起るので、それら「の原則」に困惑し、改宗が妨げられている人々が非常に大勢いる。教皇聖下(2)ピウス五世は、この問題に関して小勅書をすでに発布した（ナバロのコンシリオの第三卷、コンシリオ第三卷、「異教徒の改宗について」というタイトルに引用されている通りである）。⁽³⁾ というのは、正妻アレジティマを離縁した者が、彼の持つ二度目の妻と一緒に洗礼を受ける場合、離縁された正妻との婚姻は無効となり、彼と一緒に受洗するこの二度目の妻との婚姻が有効となることをそれは言明しているからである。しかしこの事例以外に中国には、小勅書が当てはまらない、そして同じく特免を必要とするその他いくつかの事例が存在する。それは頻繁に生じ、上に述べられた五つの理由によつて、他に方法がないからであり、そしてそれら「の原則」によつて大勢の人々が改宗を妨げられているからである。特免があるならば、彼らの改宗の道が開かれるであろう。

第一に、自分の正妻レジティマ・モリエルを離縁したペドロが、受洗を希望する。しかし現在同棲中の二度目の妻は改宗を望まず、彼「ペドロ自身」を堕落させたり救い主を侮辱したりする危険なしに、ただ単に彼と同棲することだけを望んでいる。むしろ一般的に、これらの二度目の妻は夫がキリスト教徒であるから、将来改宗する可能性が非常に高い。「そのような事例には」特免が望まれる。なぜなら上に述べた小勅書の事例は、この二度目の妻が現在有している夫と一緒に受洗する場合だからである。

第二に、受洗を希望するペドロと現在同棲しているこの二度目の妻も、彼女の正式の夫レジティモ・マリドから離縁された者であり、ペドロが彼女と結婚生活を続けるためには、二つの婚姻を無効にする必要がある。一つはペドロと離縁された彼の正妻との間の婚姻であり、もう一つは今有している二度目の妻と彼女を離縁したその夫との婚姻である。上述の小勅書は、「その内の」一つの婚姻、すなわちペドロと彼が離縁したその正妻との間の婚姻を無効とする旨に過ぎない。

第三に、正妻アレジティマと離縁したペドロが、現在有しているこの二度目の妻と同棲の状態のまま受洗するこ

とを望んでも、彼は善意ではなく、まだ受洗してもいいない。それどころか離縁された女性がまだ自分の正妻であることを知りながら、自分に洗礼を授けてくれるよう願う。それでいて正妻を再び迎えて復縁することができるないことは分かっている。それは現在有している妻から別れることが彼には非常に辛いためであつたり、あるいは（たとえ彼女がペドロのもとに戻ることを望み、その上改宗を望むとして）彼が離縁した正妻を買つたジョアンが、彼女を手放すことを望まないからである。上述の小勅書は正妻を離縁し、現在有している二度目の妻と一緒に善意で受洗する場合についてのみ述べ、洗礼前にその良心問題を明らかにし、受洗を求める場合については言及していないように思われる。

第四に、異教徒の妻を離縁したか、あるいは借金のためマンダリンによつて妻を他人に売られてしまつたペドロが受洗した。彼はキリスト教徒になつて後、禁欲を守ることができないのを知つて、結婚を望む。売られたあるいは離縁された正妻は、^{モリエル・レジテイマ} 彼のもとに戻ることを望んでいる。しかし彼女を有している男は彼女を手放すことを望まず、たとえべ

ドロが彼女のために同額のお金を彼に返済し直すとしても、彼女を彼「ペドロ」に返すよう彼「ジョアン」を義務付けるのは正当ではないのである。まだ異教徒であつた当時に彼が売つたか離縁するかした妻との婚姻を無効にすることによつて、ペドロが他の女性と結婚できるための特免が望まれる。

これらの事例が特免に困難であることはよく承知しているが、しかし中国ではごく一般的なことであり、現地人たちは禁欲的に生きることに殆ど慣れていない。離縁されたかあるいは売られた妻を「現在」有する彼らに、彼女たちを元の夫に返すよう命ずるだけの正当性はない。たとえ彼らが彼女たちを手放すことを望んでも、彼女たちが夫のもとに戻り、夫たちが彼女たちを迎えることは、中国人に非常に不思議に思われるだろう。一方、それらの事例に対する特免は多くの人々に対する改宗を容易にし、改宗への道を開く。それどころかそれによつて神の法を些かも損なうものではない。なぜなら神の法によつて婚姻は一生涯解消できないものであることを知つているキリスト教徒は妻を離縁できないし、また「実際」離縁しないことを、中国人たちは知つて

いるからである。しかし異教徒であり、この不解消性についてそれほど知らない彼ら「中国人たち」は、現在はその女性を有する者から手に入れることができない女性を「将来妻とし、そして」離縁するであろう。彼らは改宗することができる救済策を見出し、この言い逃れによつて教化されるであろう。なぜなら彼らに洗礼への道が開かれるからである。それ「洗礼」なしには救われないし、永久に地獄に陥るのだと、私たちは説教する。

第五に、異教徒のペドロは妻を離縁し、彼女をジョアンに売つて、その後受洗した。彼女を有しているジョアンは受洗を望み、このため彼女をペドロに返したいと望む。しかしひペドロは彼女を迎えることはできないと言う。なぜなら彼女を養うだけのものを持つていらないし稼ぐこともできないからだと言う。彼女が自分を養つてくれる男性と同棲せずに自活することはできない。彼女が受洗を望んでいるジョアンのもとにいることができるための特免が望まれる。その後彼女も改宗するであろうことは殆ど確実である。このことは中国では下層の貧しい人々の間ではごく一般的なことである。というのは、夫が彼自身

や妻を養うことができず、それ故銀と交換で他人に彼女を与える者が大勢いる。

第六に、名譽があるかまたは裕福な中国人は、多数の妻を持つのが常である。正妻ア・レジティマ・シムは妻すなわち正室ディレータと呼ばれる。その他は昔の妾コンクビナスのような者であり、時として多数で、妾シェと呼ばれ、たとえ夫が同じように扱うにしても夫の親戚が彼女を遇する名譽において、正室とは非常に異なる。一方で中国人は妾シェを、正妻レジティマすなわち妻シムにすることを禁ずる法を有する。もし誰かその法に反し、「妾シェを妻シムに」したなら、彼の親戚や友人たちは通常、妻の名譽で彼女を待遇せず、またそのように呼ぼうともしないであろう。我々がもしそれについて忠告しようものなら、我々は法に、そしてさらには道理にまでも反していふと咎められるであろう。なぜなら中国人は、妾シェを妻シムに昇格させないために多くのことを考へるからである。というのは妾シェは妻の身分よりも非常に下にあるからである。それ故このような事例は頻繁に生じる。ペドロは正妻モリエル・レジティマを亡くし、一人の妾シェを有するが、受洗を望み、そのため決して彼女を手放さず彼女と一緒に他の女性を迎えない（婚姻の基本的な

二つの条件である) という明白な新契約によつて彼女を迎えることを望む。しかしその家の慣習と夫の親戚たちの彼女に対する儀礼等々において、妾の名と待遇に止まらなければならない。仮に妻と称しても、法に関しては同じ立場に止まる。これは眞の婚姻であろうと思われるが、しかしパードレたちは敢えてそれを実行に移そうとしない。なぜならヨーロッパで受けが悪いだろうし、中国においても同様ではないかと恐れるからである。というのは、たとえ実際にはいわゆる正妻として受け入れられても、この女性が持つ妾という名が意味する妻と同棲したままの男に我々が洗礼を授けていると、ヨーロッパでは思われるであろうから、情報がより早く届くマカオやインドにおいて、同じように思われるであろう。中国において、パードレたちは最初から神の法は妾を許さないと常に言つてきたのであるから、今我々が何人かに洗礼を受け、彼らが妻と同棲することを許したのを見たら、躊躇、我々が望み通りに神の法を変えると思うであろう。中国人たちのこの躊躇は、神の法は妻を許さないと我々が彼らに声明することによって、いつも容易に取り

除くことができる。というのは妻を持つ、すなわち、彼らは正妻であり妾であれ、他の女性と一緒に妾を持つのを常とするからである。これは常々我々が「中國人たちに」言つてきたことであるが、唯一で永遠の妻として一人の女性を迎えた者は、たとえ彼女を妾と呼び、そのように遇しても、罪を犯すことにはならない。なぜなら神の法は男たちに、自分の妻をあれこれ上辺の儀礼で遇することを義務付けず、唯一で永遠な一人の女性を持つよう義務付けるからである。ヨーロッパで言われるであろうことを、ここで遮ることはできない。しかしその一方で、この事例は中国で非常に頻繁に起こり、ある男性が、特にその女性との間に子供を持つ場合、この妻を手放すことは非常に困難であるし、また彼女を妻、すなわち正室にすることも同じく非常に困難である。というのは、それは法によつて禁じられているし、また親戚から非常に悪くとられるに違ひないからである。親戚たちはそのことのために彼と仲が悪くなり、彼を非難するであろう。そして、彼「夫」が彼女をいかに正室と称しても、彼らは彼女をそのように遇することを決して望まないであろう。貴族たち

にはこの事例が一層頻繁に起るので、遙かに厄介である。なぜなら正妻を亡くした寡男たちは、国王の許可なくして他の女性を迎えることができないからである（もしもそれに背いたら、彼女〔妾〕の子供がいる場合、その子供たちは貴族としての年貢も借地料も所有することができないという罰が下される）。国王は、貴族がこの妾を抱えている場合は、彼らに許可を与えない。そのため我々は望んできたし、それ故に、総長猊下がそれをよしと思われるならば、その良心問題及びこれを実行に移す必要性を教皇聖下にお知らせし、そしてそれを認可して下さるようにお願いしてでも、インドやヨーロッパなどにおいて、中傷されたり悪くとられる可能性のない何らかの命令を与えて下さるよう、私は猊下にお願いする。なぜならば、それを実行に移すことによつて、さもなければ受洗しないような大勢の者が改宗するための、大きな助けとなるものと思われるからである。

マヌエル・ディアス⁽⁴⁾

三、報告書の分析

この報告書は、一六〇〇年一月付で中国からローマのイエズス会総長クラウディオ・アクアヴィア宛に親展の形式で送られたものである⁽⁵⁾。この報告書の著者マヌエル・ディアスは、一五四九年一月ポルトガルのファーロに生まれ、一五七六年十二月二十一日にポルトガルのエヴォラでイエズス会に入会した⁽⁶⁾。一五八五年四月十三日にインドに向けてヨーロッパを発ち、途中で難船するなどの苦難を味わいながら、ゴアを経由して、一五九七年七月二十日に東インド巡察師アレッシヤンドロ・ヴァリニヤーノとともにマカオへ到着した。同年八月四日にヴァリニヤーノによってマカオのコレジオ院長に任命され、一六〇一年まで勤めながら、中国布教の上長に任命されたマテオ・リッチの仕事を助け、金銭や贈物を送つて援助した⁽⁷⁾。一六〇一年、ヴァリニヤーノの命でそれまでリッチが監督を担当していた韶州・南昌・南京などのレジデンシアを巡察してから、先に北京で布教していたリッチを助けるために翌年八月九日北京に着き、約二箇月間滞在した後、南昌に戻つた⁽⁸⁾。そして翌一六〇三年二月には、日本巡察を終えてマカオに着いたヴァリニヤーノに

よつて、再びマカオに呼び戻された。

この時ヴァリニヤーノは、中国の布教事業の進展に関する報告を受けて、中国の布教をマカオから完全に切り離す方針を決め、一六〇三年から一六〇九年までディアスを中国河南の上長に任命し、併せてリッヂに従属する韶州・南昌・南京、三つのレジデンシアの院長に任命したのである。その間に南昌のレジデンシアに居住していた彼は、かなり多数の信者を獲得したもの⁽¹⁰⁾、一六〇七年八月頃から南昌に新しいレジデンシアを購入したことから読書人たちの怒りを買い、翌一六〇八年十月頃までに同地で起こった迫害を受けて、解決のために奔走した。⁽¹¹⁾

同年十一月には再びマカオのコレジオ院長に任命されたが、一六〇九年十月まで南昌に留まつたとされる。その後マカオに戻り、一六一年十二月一日より一六一五年までマカオのコレジオ院長を務めるなど、多年に渡りマカオで様々な業務に従事した。

一六二二年には、彼は中国全域のレジデンシアを巡察師として巡察するなど、何度も中国国内に入り、中国本土の布教事情について詳しい情報をマカオにもたらした。中国イエズス会は一六二三年に準管区に昇格し、日本管区から独立することになるが、ディアスは一六二三年よ

り一六三五年まで、初代の準管区長を努めた。一六三五年四月六日、再び巡察師に任命され、一六三九年十月十五日まで中国、日本、トンキン、シャムの巡察師を努め、同年十一月二十八日マカオにて死亡した。

この報告書を認めた時点では、ディアスはまだ中国本土には足を運んでいない。「シナから」という形式を採つてゐるが、この場合、実際にはマカオから送られたものである。しかし彼は中国本土で布教活動を進めていたリッヂなどの報告により、中国社会の様々な事柄に関する情報を手に入れていたと思われる。実際、この前後には彼の書簡にリッヂの中国布教に関する言及があり、リッヂによる中国事情の報告は、当時マカオのコレジオ院長を勤めていたディアスの手許に届いていたものと推測される。この報告書をディアスが認めた一六〇〇年頃、中国本土への布教はいよいよ軌道に乗り始めていた。リッヂらの努力は徐々に実を結び、一五九五年には南昌にレジデンシアを設立した上、翌年にリッヂはヴァリニヤーノによつてマカオから独立した中国布教長に任命された。一五九八年には一時的に北京入りが実現しただけではなく、一六〇一年には正式に北京に入り、一六〇五年には、教会の献堂式が実現するまでに至つたのである。

この報告書は、北京で正式に布教活動が開始できるようリックチラが努力していたまさにその時期に書かれたものであり、日本と中国の双方に対する布教活動の基地となっていたマカオにおいて、とりわけ中国布教に力を注いでいたディアスによる、明末の婚姻問題に関する貴重な報告である。

①離婚の問題

カトリック教会における婚姻は七つの秘蹟の一つであり、信者間における婚姻の執行の際は無論のこと、未信者が受洗する際にも性道徳の面と関連して、信者の実生活の深層部に触れる、布教上その確立が避けられない問題であった。従つて、キリスト教の布教を行なう宣教師たちは、改宗者に対して受洗を容認できない様々なか一下子に遭遇しており、その多くが婚姻による問題だったと思われる。この報告書はまさにその事実を伺わせるものであるが、ここで著者ディアスの論点は、概ね離婚と妾に関する二つの問題に集約されている。最初に登場するのは、離婚の問題についてである。

まずディアスは、中国においていわゆる七出による合法的な離婚が存在することを明記することから、その記

述を始めている。七出とは、男の子がない無子・姦淫・不孝・口舌・盜窃・嫉妬・悪疾など七つの条件をいい、妻がこのうちの一つに該当する時、夫はこれを離婚することができます。古来、礼制に由来するものであり、正当と思われる具体的な離婚原因として存在したのだが、法もこれを援用していた。中国の法では、離婚権は夫の側のみ認められていたのに対し、妻はそれに相当するものを持たなかつた。夫による不当な離婚を阻止するものとしては、夫の父母の喪を守つた妻・糟糠の妻・帰つていく父母などの家がなくなつてゐる妻など、いわゆる三不去なる条件を提示し、このうち一つに該当するなら、七出の事由⁽¹⁴⁾があつても離婚することは許されないとしたのみであつた。

離婚の原因としての七出の制定は一面からいえば離婚を制限することとなり、さらにその七出は三不去によつて制限が加えられていたことになる。仁井田陞氏の研究によると、明清の戸律でも上記のこと以外の原因で離婚する者を処罰する規定を置いているものの、その実行力は怪しかつたようである。實際は古來この制限を無視して離婚が夫の都合や夫家の一方的意思などにより行なわれた場合が多かつたとされ、法規定以外の理由による離

婚の可能性が指摘されているのである。⁽¹⁵⁾

その一方で、旧中国社会において法制の枠内で行なわれるいわゆる協議離婚や夫側による一方的な離婚が実際にどの程度行なわれたかという点に関しては、近代社会と比べて離婚率は遙かに低かったであろうとする見解が諸学者間で指摘されている。その理由として、上層階級の人々にとつて離婚は決して体裁のよいことではなく、妾制の存在が妻の離婚を不必要にしていたこと、また農村部など一般人のレベルでは、経済的制約により、現実的に離婚は容易ではなかつたことなどを挙げることができる。妻を娶るために、聘財および挙式費用として多額の出費を要し、困苦貯蓄の結果ようやく娶り得た妻を軽率に離婚することは、経済的に許されなかつたのである。⁽¹⁶⁾ それでは、デイアスが中国社会で離婚が非常に頻繁に行なわれるとしたのは、何故であろうか。実はここでデイアスが、離婚の概念として、現代の我々にとつて法的枠組み内で理解されるようなものに加え、当時の中国社会において頻繁に行なわれていた、妻を売る行為を指摘しているためであると思われる。実際、食べるに困った者が妻子を売つたことは古く秦漢の記録にも見えており、その後いつの時代の記録にも見える行為であった。⁽¹⁷⁾ 岸本

美緒氏の研究によると、中国の律例によれば、妻の側に婦道に欠けるところがない場合、夫が任意に妻を売ることは禁じられており、貧困にして止むを得ざる場合など、一定の事情の下でのみ、夫は妻を嫁売することができたという。しかしそのようないわゆる協議離婚や夫側による一方的な離婚が実際にどの程度行なわれたかという点に関しては、近代社会と比べて離婚率は遙かに低かったであろうとする見解が諸学者間で指摘されている。その理由として、上層階級の人々にとつて離婚は決して体裁のよいことではなく、妻を売つたり一定の期間貸したりする売妻・典妻という行為が、一般には排斥されつつも、生活を維持し子孫を残すための日常的な選択肢として人々に認識されていたのである。かつそのための手続きが安定した形で成立しているという状況は、旧中国の広い範囲で見られたことである。⁽¹⁸⁾ その契約の主唱者としては、売られた女性の夫や父が想定され、彼らは財を貰る売り手でもあつたのである。⁽¹⁹⁾ また中国で旧来行なわれてきた婚姻形態から、妻となすべき女性の対価をその親に支払う慣習があつたことから考えて、後夫は対価があるいは物質を聘財として女性の親に贈つたことが考えられる。⁽²⁰⁾ この報告書においてデイアスは、売妻の慣行をも引き合いに出して中国の離婚について説明しており、それが数多く見られることがあると力説している。彼の指摘通り、売妻行為は不仲や子供がないこと、または借金の返済など様々な理由

から当時の中国で実際に行なわれていたことであり、とりわけ貧困な人々の間では頻繁であつたと思われる。従つてディアスの理解は的確なものであり、彼は売妻行為を離婚概念の一環として想定し、その理解の下で論じていたと思われる。

そこでディアスは、中国社会では現実に離婚は売買婚の一環として簡単に行なわれる行為であるが故に、キリスト教布教の大きな妨げになつていると述べている。彼はそのことを、ペドロやジョアンという、中国において一般的に見られる実際の状況を反映している仮定の人物を設定した事例を挙げながら、説明しているのである。

ペドロは妻を離縁して、二度目の妻を迎え、彼女との間に子供がいる。そして、離縁されたペドロの最初の妻も、ペドロの意志でジョアンに与えられたか売られ、彼との間に子供がいた。この事例では、ペドロと彼の最初の妻との間の子供に関する言及はなく、まるで子供のないことを暗示しているかのようである。

以上のようなケースでは、彼らの改宗のために、教会法では如何なる条件を満たすことが要求されるであろうか。まず、離婚問題に関するカトリック教会の伝統的な見解では、婚姻を秘蹟であると同時に契約であるとし、

異教徒の婚姻も有効と定めていた。十二世紀末から十三世紀にかけて教皇インノケンティウス三世により、未信者間の婚姻は教会によつて承認されたものではないが真の結婚であること、そして有効なものであることが認められたのである。従つて離婚歴のある者は改宗にあたつて最初の婚姻関係に戻るべきであると同時に、最初の結婚相手の生存中に再婚は許されないことが正式に確認された。⁽²¹⁾教会が未信者間に結ばれた結婚の絆の解消を容認する例外的措置としては、パウロの特権⁽²²⁾というものがある。これは聖書の聖パウロの言葉に依拠した概念であり、未信者が信者である配偶者の信仰を妨げずに暮らす意志がない場合、教会がその離婚を認めて他の信者との再婚を許すというものである。この適用には、未信者の中の一方がすでにカトリックに改宗して、相手の意志を質すことが前提となるのだが、ペドロは受洗時に過去の離婚歴が問題となつてるので、パウロの特権を適用させるための条件を満たすことができないと想定されているようである。この事例ではペドロが受洗を希望する場合、彼は最初の妻を取り戻して婚姻関係を持続させるべきであり、再婚は許されないはずなのである。

この場合、中国社会の現状から、この二つの婚姻に関

わる四人の改宗が非常に困難になる所以を、デイアスは続けて五つの理由を列挙して説明している。第一に、ペドロが子供たちの母親を捨てて、子供の養育のために別の女性を迎えることは現実的に難しい。第二に、子育ての必要があり、ペドロ自身が禁欲を守れないので、妻を捨てて結婚せずにいることはさらに困難である。第三に、ペドロと別れることになる二度目の妻の親戚者たちは、妻を捨てる行為を非常に悪く思うはずである。第四に、ペドロの最初の妻を所有するジョアンが、彼女を手放すことを見まない。第五に、中国社会において、キリスト教の教えに基づいた以上の行為は理解されないので、それを押し進めるとかえつて布教の大きな障害となり得る。

以上の彼の説明をまとめると、次の通りである。そも

そも現在成立しているペドロの再婚が認められないのであれば、彼は二度目の妻と別れなければならない。それは子供たちの母親を離縁することとなる上に、最初の妻を娶ったジョアンは彼女を手放すことを望まないので、最初の妻を再び娶ることもできない。とすると、ペドロは子供を養育に悩まされるのであり、一方で禁欲を守ることも期待できない。現在の二度目の妻を離縁して最初の妻を取り戻すことは、二度目の妻の親族たちから反感

を買うことになるだけでなく、さらに最も重要な要因として、婚姻の契約に永続性を持たせない中国社会の一般的通念からして、キリスト教布教に重大な誤解や障害をもたらす結果を招いてしまうと、デイアスは懸念しているのである。ペドロとジョアンの、現状の各々の婚姻を無効にすることによって、上記の教会側の原則に従わなくともよいような道を開かない限り、ペドロだけでなく、その他三人の登場人物の改宗をも同時に阻まれてしまう。デイアスはこのような事例は中国では一般的に見られることがあると強調し、大勢の中国人の改宗に妨げとなっている上に、それに固執する限り、中国ではキリスト教の布教が禁じられる可能性すらあることを示唆しているのである。

そこで提示されるのが、ピウス五世による特免である。十六世紀における地理上の発見に伴い海外布教が活発に行なわれるようになるにつれて、新しい布教地の様々な状況を考慮した特免が必要とされていた。すでに一五七年八月二日、ローマ教皇ピウス五世は教皇令ロマニ・ポンティフィチスを布告し、インド人を対象に現地の事情を考慮した解決策を提示していたのである。以下に紹介する当教皇令には、「パウロの特権について」と

いう題名がついており、当時インド管区に属していた中國にも適用され得るものであった。

インド人が未信者である時には数名の妻を持つことが許され、非常に簡単な理由によつて妻を離縁している。したがつて、彼らが洗礼を受けた場合には、夫とともに洗礼を受けた妻の同居が許されている。しかし、しばしば最初の配偶者でないため、（秘跡の）授与者も司教も、その結婚が本当のものでないと考え、深刻な疑惑に悩まされている。さらに、インド人の夫を、共に洗礼を受けた妻から離別させることは非常に困難であり、特に誰が最初の妻であるかを見分けることは困難極まるものである。それゆえ、私は、上に述べたインド人の状態を、父としての愛情をこめて寛大に考慮し、司教および秘跡授与者たちの疑惑を取り除くことを望みつつ、自發的に、確実な教えに基づいて、教皇としての全権をもつて、この教書によつて、次のことを宣言する。すなわち、上に述べたように、洗礼を受けたインド人男子、あるいは洗礼を受ける予定のインド人男子は、自分とともに洗礼を受けた妻、または洗礼を受ける予定の妻を合法的妻として迎え、他の妻を離別する場合、

彼らの間に合法的な婚結が成立する。⁽²³⁾

要するに、現在の婚姻関係が複数存在したり最初のものでなくとも、一人の妻と一緒に受洗して他の妻と別れる場合には、その結婚を合法的なものとして認めると定めたのであつた。それまでに特定の布教地の婚姻問題に与えられたその他のものよりも大きく一步前進した形で布告されたこの特免は、最初の婚姻関係に戻るべき義務を免除した点で、画期的と言えるものであつた。デイアスもそのことは認識していたようで、報告書の中でこの特免がすでに発布されていることを指摘している。しかしデイアスは一歩進んで、中国布教に当たつてはそれに当てはまらない事例が存在すること、そしてさらなる特免が必要としており、大勢の中国人の改宗がそのことに関わっている点を力説している。引き続きその点について、彼はこのピウス五世の特免によつても解決できない六つの事例をさらに挙げながら説明している。

第一に、上記の特免は改宗者と妻との同時受洗を条件としているため、二度目の妻が改宗を望まない場合には、その適用が許されない。その点デイアスは、パウロの特權の際に質される「少なくとも、創造主を侮辱せずに受洗者たる当事者と平和裡に同居する意志があるか」とい

う質問に対して彼女が同意している点を暗示し、さらには将来この女性が改宗する可能性が非常に高いとしている。

第二に、受洗希望者の二度目の妻に離婚歴がある場合、彼女の以前の婚姻関係も無効とすることが合わせて要求される。上記の特免には、この二度目の妻に結婚に際して教会法上何ら問題のないケースが想定されているのみである。従つて、往々にして離婚歴のある者同士が婚姻関係を結ぶ中国では、多くの事例がこの特免に当てはまらなくなるのであつた。

第三に、「善意」でない場合である。ディアスが指摘している通り、上記の特免は正妻を離縁し、現在同居している二度目の妻と一緒に善意で受洗する場合のみを想定して述べられているのである。「善意」とは、倫理神学上の用語としては、客観的には罪となる行為を許されていると思つたり、客観的には不法な所持を合法と信じたりする、罪のない誤った確信を指す。⁽²⁵⁾ 離婚歴のある者が受洗を望むことは教会法に照らし合せて客観的に間違つていたり悪いものであつたとしても、やむを得ざる不知によつて主観的にそれと気づかずに良い意向を持つて行なおうとしたのであれば、この場合は罪ではないと見

なされ、責任を問われないのである。しかし、もしも受洗前にその問題をすでに明らかにして受洗を望む場合は、「善意」による逃げ道も閉ざされてしまい、特免が与えられる以外に方法がない。

第四に、すでに受洗した人が禁欲を守ることができないとして結婚を望む場合、改宗者本人に離婚歴があり、最初の結婚に戻る意志を持っていても、彼の最初の妻と現在同棲中の夫がそれを拒むなどの理由で、彼女を再度迎えることが事実上不可能な場合には、それを強制することができない。たとえ最初の結婚の当事者一人がそれを望み、お金を返済し直す場合でも、相手がそれを拒否したら、それを強制する正当性はないのである。それどころか、中国では非常に不思議に思われる結果になると、ディアスは説明している。実際岸本氏の研究によると、清代前期までの史料から推察したところ、判語の例には妻を売買した行為そのものについては殆ど咎めることなく、むしろ一旦売った妻を取り戻そうとしたりして揉め事を起こす売り手や関係者を厳しく叱責していることが知られる。すでに本夫が自由意志で売ったからには、当人であれ関係者であれ事後に問題を起こすべきではない、という考えが地方官の間でも一般的に見られる認識であ

つたようである。⁽²⁶⁾

ディアスの報告書によると、中国では以上のような事例が数多く見られ、改宗の妨げになっていた。すでに受洗している改宗者の場合、最初の結婚が無効にならない限り、再婚への道は閉ざされてしまう。上記のピウス五世の特免は、現在有している妻と一緒に受洗する場合に限つて述べられており、離婚歴のあるすでに受洗した人がこれから再婚を考える場合には当てはまらないと、ディアスは考えたのであろうか。キリスト教徒になつてからは婚姻の不解消性を守ることを前提に、パウロの特権に当てはまるか否かにかかわらず、未信者時の離婚を無効にする特免措置を、ディアスは望んでいたようである。彼は、それは神の法に少しも抵触しないとして、もしもそれが与えられない場合、かえつて改宗のために違法的な方法を見出さざるを得なくなるだろうとしている。この点に関するディアスの長々とした説明から、この問題の解決に彼は力点を置いていたこと、すなわち、離婚歴のある現在独身の者を善意によつて授洗するまでは導いても、その後に再婚への道が閉ざされてしまつては、キリスト教の布教に大きな障害をもたらす結果になると考えていたことが推察されるのである。

第五に、受洗を望む者が、そのため離婚歴のある現在の妻を元の夫に返したいと望んでも、経済的な事情により元の夫がそれを受け入れられない場合である。つまり、第四の事例が解決されない限り、それによつて複数の改宗の道が閉ざされてしまうとしている。

布教地の婚姻問題に取り組み、離婚問題について解決策を模索したケースが、ディアスの報告書以前にも存在した。一五九二年、イエズス会東インド巡察師アレッシヤンドロ・ヴァリニャーノは、スペインの著名な神学者ガブリエル・バスケスに日本における婚姻問題を諮問した。日本で布教を進める際に常に宣教師たちを悩ませた婚姻問題を含む倫理神学上の諸問題をヨーロッパの権威ある神学者たちに諮問し、日本布教に利用できる明確な回答を手に入れ、ローマ教皇の承認を得ようとしたのである。バスケスは一五九五年にこの諮問に回答しており、彼の回答は日本にもたらされている。この場合も離婚は重要な問題として論じられているが、ヴァリニャーノとバスケスの論理では、気に入らなければ自由に別れるという試験的意図をもつて行なわれた日本人の異教徒時の婚姻は、眞の婚姻ではないとされる。また、そのような婚姻を結んだ者が、離婚して別の女性と再婚し、最初の

妻が生存しているような場合、その者が洗礼を求める、最初の妻に戻るようとの戒めに応じない場合は、婚姻の不解消性を善意で知らなかつたと認めて、彼に洗礼を授けてもよいとされている。要するに、その殆どが離婚歴のある日本人への授洗と、彼らの教会による再婚を可能にするために、異教徒時の婚姻を無効にすることを教会が認めることを可能にする論理になつてゐるのである。⁽²⁷⁾

これは、日本社会の特殊性を考慮した特別な措置を認められた。事例を挙げて説明する論理の展開こそ異なるものの、ディアスは、ヴァリニヤーノと同様に、中国においても地域的特殊性を考慮して対処すべきことを主張し、中国布教のためには婚姻問題、とりわけ離婚問題の解決が大変重要であると力説していたのである。

②妾の問題

既存の特免で解決できない婚姻事例の中で、ディアスが最後の第六番目に取り上げている問題は、一夫多妻制の中国で多く見られていた妾の存在に関する報告であつた。当然ながら妾の問題に関する免除は、ピウス五世の特免には触れられていなかつた。この問題に関してディアスが説明している中国現地の社会事情は、三つの点に

要約できる。第一に、中国人の結婚形態は一夫多妻制であり、妻すなわち正室と呼ばれる正妻は一人であるが、その他は妾となる。⁽²⁸⁾ とりわけ社会的地位や経済状況からそれが許される中国人は、多数の妾を持つのが一般的である。第二に、妻と妾は身分や名譽などにおいて大きく異なり、妾は妻の身分よりも非常に下に位置づけられる。第三に、法的に、また社会的通念として、妾を妻に昇格させることは禁じられている。

ディアスは、中国社会に一般的に数多く見られる妾の問題について、一つの事例を提示しながら説明を進めている。正妻を亡くして一人の妾を持つてゐる者が受洗を望んでいるケースである。それには、彼がその妾に対して、婚姻の基本的かつ本質的二大原則である单一性と不解消性を守ることが条件付けられている。ディアスの見解によるとこの点で、たとえ彼女が明らかに妾の名や儀礼に準ずるとしても、この結合は眞の結婚であるとしている。中国の社会的慣行や法律によつて、妾である彼女を正室にすることは不可能でありまた禁じられているので、彼女を正室として認めた上で夫ペドロの受洗を許すわけにはいかないのである。その一方で、現況のまま受洗させると、マカオやインドのような他の布教地だけでは

なくヨーロッパでも誤解を受けることは必至であり、妾を禁止する今までのキリスト教の教えと異なることを実践することによって、当の中国人の躊躇までも招く結果となるであろう。また妾を手放すことにも、中国では社会的に困難が伴うとする。彼は以上のことを、長々と詳細に説明している。

改宗した異教徒に対して一夫多妻制を禁ずる教会側の姿勢は、例えば十三世紀初めから明確に示されている。⁽²⁹⁾ また、婚姻の本質的二大原則である单一性と不解消性は一五六三年十一月十一日、トリエンント公会議第二四総会において明確に宣言されていた。同会ではキリスト教徒が同時に数人の妻を持つことが神の掟によつて禁じられている旨を明示しており、これは婚姻問題に関する教会側の基本的原則でもあつたのである。⁽³⁰⁾ カトリック教会は離婚の問題に関しては特免を考慮した反面、妾の問題に対する前掲のヴァリニヤーノの諮問の中にも、妾の問題に関する言及は見られないるのである。

他方、ディアスの報告通り、旧来中国において行なわれてきた婚姻制度は、事実上一夫多妻制、より詳細に言えば一夫一妻多妾制と称すべきものであつた。法的にも

社会通念の上からも正室はあくまで一人であり、その意味で一夫一妻という単婚制を基本形式としていた。正室は原則上生涯一人と考えられ、妻があつてさらに妻を娶ること、すなわち一人の男が同時に二人以上の正規の配偶者を持つ重婚は法律によつて許されなかつたものの、妻の他に妾が何人あつても重婚の禁には抵触しなかつたのである。妻と妾の地位は厳密に区別され、妾は妻よりも地位が遙かに低く、妻と妾の身分は確然と異なつてゐた。⁽³¹⁾ 庶子にも遺産相続の権利は認められていたものの、夫と一緒に認められる榮誉は妻一人のものであつて妾には及ばず、妾は自己の名においては族中に公的な地位を持たなかつた。従つて、古くから法律でも礼制でも共に一夫一妻を基本とする原則を貫いているのである。そしてその名分を乱す行為、すなわち妻をもつて妾となすことは、古くから法律によつて処罰され、無効とされた。秦漢以後、妻妾の易位は禁じられ、歴代各律によつて妾を妻にすることは禁止されているのである。その理由は、妾は身分の劣つたものであるので、それを改めて妻とすることは夫婦の正道に反するという考え方からであつた。従つて中国では、男は妻の他に妾を置くことが自由であつたけれども、妻と妾の名分は確然と異なり、その名分

を乱す行為、すなわち妻をもつて妾となし妾をもつて妻となすことは、法によつて処罰されかつ無効とされたのである。⁽³³⁾

さらに夫に先立つて死亡した妻は、夫宗において永久に祭りを享くべき地位が確定する。中国では、配偶者の死亡は婚姻を解消するものではなく、むしろ婚姻を完成するものであると考えられた。従つて妻が死亡した後に妾がある時、これが当然に妻となるわけではなく、一旦妾として娶つた女性を後日妻に改めることも可能ではあるが、それにはそのための特別の披露、「扶正」というものが行なわれなければならなかつた。⁽³⁴⁾ あるいは妻の死後、妾を正室ではなく繼室とすることは可能であったようである。その一方で、実際にはたゞ法に違反し、世間の非難を受けようとも、妾をもつて妻とすることはしばしば行なわれていたことも事実であった。とはいへ、妾をおくなどとは経済面で余裕のある人々の話であり、一人の妻さえやつと持てるかどうかというような一般的農民にはそのような話は縁のあることではなかつたようである。⁽³⁵⁾

中国では古来、離婚のケースと違つて、妻の死亡は單に夫婦間の共同生活が消滅しただけに過ぎず、中国の礼

制上の一夫一妻制では、終身一人の正室を持つことが許されないという考え方が存在した。従つて事実上再娶した者さえも、最初に娶つた妻の関係を重視する慣わしであつた。もしも後妻に子供があり前妻には子供がない場合以外は、後妻の名分が前妻を越えることはなく、天子諸侯の間でも正室の死後は不再娶の慣わしがあつたようである。実際は正室の死後に妾の中で誰かにその役割を担わせることもあつたが、繼室と言つて正室とは区別していたようである。⁽³⁶⁾

さらに、明代の貴族が正妻を亡くした場合、国王の許可なしでは再婚できないというディアスの説明について考えてみたい。ディアスが言及している貴族がどの階級を想定しているかについてはつきりとしたことは不明であるが、少なくとも明代の宗室子女の婚姻は、再婚に限らず初婚でも結婚の対象に制限があり、皇帝の許可を受けなければならぬという原則があつた。明の宗室の婚姻は、初期太祖の時より政治的・軍事的な面の戦略的意味から重要視され、統制されていた。従つて、宗室の婚姻対象は厳しく制限され、その決定は原則としてすべて皇帝によつて行なわれていたのである。⁽³⁷⁾

結局、ここでディアスが提案する解決策は、次のよう

なものである。すなわち、その女性に対して結婚の單性と不解消性を守ることが前提とされるのであれば、妾の身分のままでもその婚姻を認めて受洗を許す特免を与える、ということである。彼はそのことが多くの中国人の改宗に繋がると述べ、そのためにイエズス会総長がローマ教皇に働きかけてほしいと嘆願したのである。

デイアスの他にもイエズス会士は、中国社会における妾の存在が、中国人がキリスト教徒となり、受洗する上で大きな障害となることを、それ以後も危惧せざるを得なかつた。実際、中国で布教に努めた宣教師たちにとつて、蓄妾制度は大きな妨げになつたことが知られている。例えば明末にマテオ・リッチの布教でキリスト教に入信した瞿太素の場合、正妻の死後、跡継ぎを出産していた妾を正妻に直し、一六〇五年に受洗したようである。⁽³⁹⁾またアルヴァーロ・セメードも、妾の存在について詳細に、しかも正確に紹介している。セメードは長年中国で布教を行なつた経験から、正室と妾の相違に触れ、妾については売買であつて、眞の結婚ではないという見解を明らかにしながら、婚資や婚姻成立までの経緯をも詳しく説明し、正室の息子でなくとも均等に財産を与えられる家産の相続などについても触れている。⁽⁴⁰⁾

* * *

この報告書を認めた後にも、デイアスはイエズス会総長やローマ教皇に、中国における婚姻問題に対して特免を与えてくれるように働きかけを続けていたようである。

その一例として、次のような史料がある。一六〇七年十月十七日付、南昌発、イエズス会総長補佐ジョアン・アルヴァレス宛書簡において、彼は次のように記している。

また婚姻のいくつかの事例に関する特免についても、尊師から総長猊下に言つて下さるよう尊師にお願いする。それは私が教皇聖下に要請しているものであり、その特免は当地では我々にとつて非常に必要なものである。それは非常に頻繁に生じることだからであり、多くの者が神の法を受け入れることを妨げたり、このように長々とお願いすることを、尊師には驚かないで頂きたい。なぜならば、かくも広く蔓延しており、そして地獄に行く異教の地においては、この若いキリスト教において天国に行くためにはより大きな緩やかさが必要だからである。主よ、願わくばその特免が遅延せず届かんことを。他の国々のように天国の狭き門から入ることができんことを。尊師のご祝福と聖なる犠牲に我が身を委ねるのみで

ある⁽⁴¹⁾。

さらにその後、一六一四年十二月二十三日、マカオ発、イエズス会総長補佐アントニオ・マスカレーニヤス宛書簡にも、次のような内容が見える。

あのカーザについての情報は、年報の中に長々と書き、日本のカーザについては、別の年報に書いた。従つて、ここではそのことは一切書かない。ただ私は尊師に、婚姻のいくつかの事例についての決定と承認を申し上げる。それは一六〇七年私が南昌にいる時に、もしも可能ならば私へ回答を寄せてくれるよう総長と尊師に頼んだことである。

少なくとも一六一四年までの時点では、ディアスが要請していた特免は与えられておらず、努力の成果も実を結んではいなかつたものと思われる。なお、一六〇七年に彼が南昌において執筆した書簡は確認することができない。

ディアスは晩年にも、対象地域は中国とは異なるが、婚姻問題について言及している。一六三七年十一月一日付、マカオ発、コチンシナのパードレ・フランシスコ・ブゾミ宛の書簡の中に、コチンシナの婚姻問題について論じている。以下、全文を引用したい。

私は友人として以下のことを述べるために、尊師にこれを認める。第一に、その「コチンシナ」王国においてオランダ人たちが追放した二人の托鉢修道士^{フランデス}に、尊師が以下の論争について知らせたことは、私を非常に悲しませた。それは、その異教徒たちの結婚が有効かまたは無効かそしてこの疑問の根拠「は何か」を巡つて、我々「イエズス会士」の間に存在する論争である。なぜなら、我々の諸々の事柄について彼らに報告することは適切ではないし、この疑問について彼らに意見を求める必要もないからであり、彼らはこの情報を基に我々について言いたいことを言うかも知れないからである。従つて、それらがそうであるか否か「その異教徒たちの結婚が有効かまたは無効か」という疑問とその根拠をできるだけ早く払拭する絶対的な義務を、我々二人は持つてゐる。

第二に、トンキンやコチンシナそしてこのコレジオには、結婚の挙行に離婚の条件が入らないと判断する我々会員が大勢いるというために（彼らの間での論拠以外にも）尊師は、今までの思考に基づいて、「離婚の条件が」入るという意見を押しつけ、そし

てかつて入ると言つた者は尊師を騙したということを告解するよう強要する。というのは、もしも尊師がこのような考え方と意見を持つてゐるならば、そのような考えに基づいた見解を変えることは、移り気でも軽率なことでもない。それどころか、むしろ慎重で学識豊かなものである。というのは、結婚に離婚の条件が入らないと確信し、それを有効な真実「の結婚」だと見なす者は、それが入ると思い「結婚を」無効だと見なす者よりも、慎重であり学識豊かであることを示すからである。今までこの件で尊師がコチンシナ人について信じてきたことは、「常に経験と学識とを一緒に信頼すべきである」⁽⁴⁴⁾ というアリストテレスの言葉に基づいた思慮分別であつた。なぜなら、尊師は必ずや次のように思うに違ひないからだ。彼らは結婚の形式を知つてゐるかも知れない、知つていていたに違ひない、否それどころか外国人である尊師よりも、彼らは原住民であるから、事実人々を（当初信じていたように）信頼しないで、むしろトンキンの人々を信頼するというのも同じ思慮分別である。というのは、彼らはこの事例において

て反対の習慣を持ち、コチンシナの人々以上に、万事において一般的により優れた理解と礼儀正しさを持っている、従つて、彼らの判断は、一層の信頼を寄せるに値し、この件の思慮分別の点で、その他のすべての面で明らかに分別が劣つてゐるコチンシナ人を彼らより勝つてゐると見なす者は、彼らを侮辱するものだと尊師は思つてゐるからだ。この点尊師は、新たな理由を見出したら、彼らが教えそして何人かは著述してゐる最初の意見を変えた昔の、博識で聖なる多くのパードレたちを見習うことだ。そして尊師もよくご存じの、聖パウロがテモテに言う「主の僕たる者は争わない」ことや、あるいはギリシャ人「アリストテレス」に従つて、「論争や口論をせず、すべての人に柔軟に接し、教えることができ、よく忍ぶ等々」⁽⁴⁵⁾ のことを実践することだ。

第三にして主要なことであるが、非常に重要なこの点における我々自身の意志と愛徳の面で我々全員が一致することが、絶対に必要だと思われる。否、それどころかそれができる者が、「会員は」互いに正義によつて一致するように命令することが必要である。如何なる場所であれ常にイエズス会に害とな

すからである。

第四に、総長は「一六」三三年一月の書簡(46)の中で、そこコチンシナでは最初の妻に離婚の申立書(リベロ)を与え、そして彼女たちが生存しているのに別の二度目の妻と結婚しているキリスト教徒たちが容認されていることに非常に奇異の感を表明している。この行き過ぎた振る舞いがあつた以上（尊師はパードレ・「アンドレ・」パルメイロ(47)と話をしている）尊師が総長を非常に驚かせたのも極めて当然のことであつた。

私は総長貌下が想像しておられることがよく分かる。それは最初の正妻との結婚「に關するもの」であつた。尊師はそれを否定するけれども、しかし総長貌下のこれらの言葉は、彼が尊師の意見を軽視していることを非常に明確に語っている。従つて、総長はこのような次第で、尊師が彼に送つた論文を見た後に、回答を寄せるであろう。なぜなら、私はもうずい分前から彼の思慮分別と柔軟さをよく知つているからである。その国民がどのような結婚の仕方をするかについて、かつて彼に誤った情報が与えられたから、尊師が「総長の回答を」受け入れないのは確かだと思う。従つてそれに基づいた見解を変えるの

も確かに思う。疑いなくそのように実行するよう懇願し、これをもつて尊師の聖なる生贊に我が身を委ねる。一六三七年十一月一日、マカオ(48)。

この書簡は、ディアスが巡察師の立場から、長年コチンシナの布教に従事し当時コチンシナの布教長を務めていたフランシスコ・ブゾミに宛てたものである。前述の報告書と比較すると、同一の筆者であるにもかかわらず、表現が著しく婉曲であるだけでなく、論理的明確さに欠ける文章であると言わざるを得ない。この時点では、ディアスはすでにかなりの高齢であつたためであろうか。極めて分析が困難な書簡であり、この主旨を簡潔に述べることは難しい。コチンシナで婚姻問題を巡つてイエズス会内部で論争が存在したことが述べられ、その見解を一致させるために、ディアスとは見解が別れたブゾミを説得することがこの書簡の目的であつたようである。すべての問題が詳述されているわけではないが、少なくともコチンシナの異教徒の結婚が有効であるか無効であるか、そして結婚の成立と離婚との問題、また最初の妻が生存中に再婚したコチンシナ人の結婚を認めて彼らを教会に受け入れることの正当性などについて論じられている。

これらはディアスが三〇年以上も前に中国において論じたものと同様の問題であり、日本でもヴァリニヤーノが同様のことを懸念していた。そのため、一五九二年に彼は、日本の婚姻問題をヨーロッパの神学者たちに諮問しているのである。⁽⁴⁹⁾ 婚姻に関する問題は、日本や中国に限らず、コチンシナなど諸布教地でも宣教師たちをも悩ましていたことであり、ディアスは高齢で没する直前の晩年まで、この問題の解決に努めていたことが窺える。

四、おわりに

結婚の單一性と不解消性を説くカトリックの教会法では、一夫多妻制と離婚は禁止されている。異教徒間の婚姻関係も教会では有効なものと見なされたので、離婚歴のある者は改宗にあたって最初の婚姻関係に戻るべきであると同時に、最初の結婚相手の生存中に再婚は許されないことが原則であった。さらに、正規の配偶者以外に妾を持つことは、カトリック教会では断固として禁じられていたのである。

しかし、マカオのコレジオ院長として中國布教を支援する立場にあつたマヌエル・ディアスの報告書によると、中國の婚姻形式はカトリック教会の掟とは非常にかけ離

れたものであつた。一方すでにカトリック教会側でも、新しい布教地の布教に配慮して、ピウス五世の特免などを特別措置として布告していた。それは中国にも適用され得るものとして、現在の婚姻関係が最初のものでなくとも、受洗者と一緒に洗礼を受ける一人の女性のみを合法的妻として迎える場合、それを合法的な結婚と見なし、彼らの受洗を容認するという内容のものであつた。こうした特免の存在にもかかわらず、ディアスの報告書によると、実際には特免の適用ができない多くの事例によって、多数の中国人の改宗への道が阻まれていた。中国の法律や社会的通念が容認していたことによつて頻発していた離婚は、多くの改宗志願者の妨げとなつていった。また中国古来の一夫多妻制では、妾を持つことが原則的には数に制限なく認められていたのである。彼は以上のような実状を、実例を示すことで詳細かつ正確に説明している。彼は具体的な事例を想定して、その事情を詳しく述べ、さらに一步踏み込んだ特免措置を要請している。カトリック教会が断固とした態度を示していた妾の問題に関しても、婚姻の單一性と不解消性を損なわないという条件付きではあるが、解決策の容認を望んでいたのである。

なお、ディアスがここで想定している中国人とは、主に読書人を念頭においたものと思われる。それは、上からの布教を志向していたイエズス会の布教方針からも容易に推測される。イエズス会の宣教師たちにとつて、中國における主な布教の対象は上層階級である読書人たちであり、その点はディアスにも当てはまると思われる。

ディアスはこの報告書では、概ね夫側に主導権をおいて議論を開いている。中國の婚姻制度において、男女本人の個性的・情愛的な要素は極端に無視され、特に女性はその点で制圧された立場におかれていたと言わせて(50)いるが、このような中國社会の実状がディアスの報告にも垣間見えるようである。それと同時に、以上の中国の社会的事情から、女性への布教が極めて困難であつた実状も現れていると言えるだろう。

以上のようにあくまでも夫、すなわち男性側を中心とした考え方には、男性を中心に布教を考えていた宣教師ディアス自身の視野の限界と言えるかも知れない。妻が未亡人として残されたケース、その中でも若くして夫を亡くし社会的に弱者として存在しなければならなかつた多くの寡婦について、あるいは寡婦の再婚なども重要な問題として考えられたはずであるにもかかわらず、それら

の問題は触れられていないのである。従つてディアスは離婚や妾によつて発生し得る中國の婚姻問題に関して詳細かつ的確に議論しているが、ある面、男性中心の視野から論じるといった限界がある。恐らく彼の念頭には上層部の読書人、その中でも男性に対する布教が主に想定されていたためと思われる。

またこの報告書のもう一つの特徴として、主に異教徒の受洗に際する婚姻問題との関わりが焦点になつており、例えば、すでにキリスト教徒となつてゐる者が非信者と結婚する異宗婚姻の問題や、婚姻挙行の際にトリエンント公会議の決議に従う問題などについては、言及されていなことも指摘できる。この点は、一五九一年に日本の婚姻問題に対して行なわれたアレッシャンドロ・ヴァリニヤーノの諮問とは大きく異なる。それは中国布教が本格的に行なわれて間もない布教初期の段階において、ディアスはあくまでもこれからキリスト教へ改宗しようとする者を想定して議論を進めていたためと思われる。この報告書を認めた時点ではまだ中国本土における布教活動の経験を持たなかつたディアスは、他の地域での経験を基に中国の現象を想定しているに過ぎなかつたと言えるかも知れない。

ディアスの見解を、一五九一年にヴァリニヤーノが提

議した日本の婚姻問題の議論と比較すると、異宗婚姻に対する認識の相違などは見られるものの、布教地の地域的特殊性を考慮して、柔軟な姿勢で解決策を求めようとする方針は一致している。ディアスに見られる以上のような努力は、イエズス会内部では日本や中国、またその他の布教地において、少なくとも十六世紀から十七世紀までいわば底流として繋がっていたものと思われる。

一九八五年)。

(2) H. デンツィンガー編、浜寛五郎訳『改訂版カトリック教会文書資料集』エンデルレ書店、一九八一年、三一九頁。一五七一年八月一日付で発布された、教皇令 Romani Pontificis を指す。されに付いては、本文で取り上げる。

(3) Martini Azpilcuetae Doctoris Navarri, *Iurisconsultorum Nostrae Aetatis Maximi Theologi et Theologorum Iuris Consultissimi Consiliorum & Responsorum Libri Quinque; Iuxta Quinque Libros & Titulos Decretalium Distincti*, Lugduni, 1590, pp. 300-303.

(4) Archivum Romanum Societatis Iesu, Jap. Sin. 14-I, ff. 17a-17bv.

(5) Jap. Sin. 14-I, f. 18.

(6) フ・マトペの経歴については、本稿では *Diccionario Histórico de la Compañía de Jesús*, II, Roma, 2001, pp. 1112-1113. Joseph Dehergne, *Répertoire des Jésuites de Chine de 1552 à 1800*, Roma, 1973, p. 77. を参照した。フ・マトペの生年月日については、後者は一五五九年としているが、前者のディアスの項目を執筆したシモセフ・セベス神父は一五四九年一月に訂正している。また、ディアスのイエズス会入会の日付についても、後者は十一月三十日としているが、セベス神父は十一月二十一日としている。本稿では、セベス神父の見解に従うとした。

(7) マッテオ・リッチ著、川名公平訳『中国キリスト教布教史』一、岩波書店、一九八一年、三六一～三六三

頁。

- (8) 高瀬弘一郎氏は、膨大な史料を用いてマカオの教育機関に関する研究を纏めておられる（高瀬弘一郎『キリストン時代の文化と諸相』八木書店、一九〇〇年）。高瀬氏によると、マカオのコレジオの創立に当初から尽力していたヴァリニヤーノは、マカオのコレジオの院長に対して中国布教を援助する任務を命じており、一六〇六年頃にそのことを明文化して書き遺している（同書、一七六頁）。
- (9) 『中国キリスト教布教史』一、五七六～五七八頁。
- (10) リツチ、セメード著、川名公平・矢沢利彦訳『中国キリスト教布教史』二、岩波書店、一九八三年、七九頁。
- (11) 『中国キリスト教布教史』二、五一頁。
- (12) 『中国キリスト教布教史』二、一二八～一五三頁。
- (13) 例えば、一五九九年十一月十九日、マカオ発の書簡（Jap. Sin. 13-II, ff. 361-362v.）、「一六〇一年一月十七日、マカオ発、イエズス会総長クラウディオ・アクアヴィヴァ宛書簡（Jap. Sin. 14-I, ff. 44-45v.）」を挙げることができる。
- (14) 滋賀秀三『中国家族法の原理』創文社、一九六七年、四七六～四七七頁。仁井田陞『中国法制史』増訂版、岩波書店、一九六三年、二六一～二六二頁。妻のために離婚が認められるのは、主として、夫または夫の家の者から貞操にかかる侵害を受けた場合と、夫失踪の場合に限られ、かつ必ず裁判による」とを要した（滋賀、前掲書、四七八頁）。
- (15) 仁井田陞『中国身分法史』東京大学出版会、一九四

一一年、六七五～六七九頁。

- (16) 滋賀『中国家族法の原理』、四八〇～四八一頁。仁井田『中国法制史』、二六三頁。
- (17) 仁井田『中国法制史』、一一七頁。
- (18) 岸本美緒「妻を賣つてはいけないか？——明清時代の賣妻・典妻慣行——」『中國史學』第八卷、一九九八年、一七七～一七九頁。なお、現代中国でも農村の封建的売買婚や典妻の慣行が見られ、様々な社会問題や犯罪を引き起こしていることが報告されている（秋山洋子編訳『中国女性一家・仕事・性』）東方書店、一九九一年、二〇九～二五〇頁）。典妻に関する最近の研究としては、葉麗姪『典妻史』広西民族出版社・上海文芸出版社、二〇〇〇年、がある。
- (19) 岸本、前掲論文、一八九頁。
- (20) 仁井田『中国法制史』、一一五三頁。なお、中国古来の売買婚と聘娶婚については、陳顧遠『中国婚姻史』商務印書館、北京、一九三七年、八三～八七、九〇～九七頁。
- (21) Quanto te magis, 一一九九年五月一日（テンツインガ）、一七一一～一七四頁）。Gaudemus in Domino, 一一〇一年初め（同書、一七八頁）。なお、この事項は一五六三年十一月十一日、トリエンヌ公会議第一回総会においても確認された（*Conciliorum Oecumenicorum Decreta*, Bologna, 1973, pp. 754-755. *Decrees of the Ecumenical Councils*, II, N. Tanner ed., London & Washington DC, 1990, pp. 754-755. テンツインガー、前掲書、一一一一頁）。
- (22) 「眞者でない相手が離れて暮らすことがせな

れる」(「コリントの信徒への手紙」第七章、第一五節)。

(23) デンツィンガー、前掲書、111~119頁。

(24) 一例として、一五三七年六月一日付で発布された、教皇パウルス三世による中南米の土着民に与えられた特免を擧げる」とがやる (Altitude divini consilii, デンツィンガー、前掲書、116~119頁)。「改宗前に、彼らの習慣に従つて、多くの妻を持つていて、誰が最初の妻であるかを思い出すことができない者が改宗した場合、その中から自分の望む一人を選んで、慣習に従つて、現在形の言葉をもつて結婚をすべきである。しかし、誰が最初の妻であるかを思い出した者は、他の妻を離縁して、その妻と結婚すべきである」。

(25) 『カトリック大辞典』III、畠山房、一九五一年、1111~1112頁。なお、この「善意」に関する問題は、日本における婚姻問題の議論の際にも言及されてくる(拙稿「キリスト教時代の婚姻問題について」『史学雑誌』第一〇九編、第九号、一九〇〇年、四四~四五頁)。

(26) 岸本、前掲論文、一九七~一九九頁。

(27) 拙稿「キリスト教時代の婚姻問題について」1118~1119頁。

(28) 原文には、「chim」、「cie」とあるが、名々「妻」、「妾」と推測される。現代中国語の音の点でcieは「妾」に当たるので問題ないが、「妻」はmの音がないのでやや疑問が残るもの、文脈からして他には考えられない。ちなみに、一五八三~一五八八年にマテオ・リッチらによつて作成されたポルトガル語・中国語辞書にも、

「妻」は「ci」、「妻」は「cie」と表記され、同様の「妻」が確認される (Jap. Sin. I 198, f. 91 ~ f. 116v.)。

最近の辞書は、写真版が出版された。Michele Ruggieri & Matteo Ricci, *Dicionário Português-Chinês*, John W.

Witek ed., Biblioteca Nacional de Portugal, Lisboa, 2001)。また、十八世纪に宣教師によって作成された中國語辞書にも、回し「妻」は「ci」、「妾」は「cie」と表記され、British Library, Add. 19258. など、この辞書は本来書名が記されていたはずの表紙が欠落している。

(29) Gaudemus in Domino, 1110年初め (トマソ・ガードナー、前掲書、178頁)。

(30) *Conciliarum Decanicorum Decreta*, pp. 753~759. *Decrees of the Ecumenical Councils*, II, pp. 753~759. トマソ・ガードナー、前掲書、1111~1112頁。

(31) 仁井田『中国法制史』1151~1159頁。滋賀『中国家族法の原理』五五一~五五二頁。

(32) 仁井田『中国法制史』11111頁。滋賀『中国家族法の原理』1146~1149頁。

(33) 滋賀『中国家族法の原理』四七五~五五一~五七五頁。仁井田『中国身分法史』、五七一~五七二頁。陳顧遠『中国婚姻史』、五一~五四頁。陳鵬『中国婚姻史稿』中華書局、北京、一九九〇年、七一四~七二五頁。

(34) これとは反対に、夫に先立たれた寡婦の問題について、ディアスの報告書では触れていないが付言しておきたい。古代より中国で、儒教倫理が確立されてから、寡婦の再嫁は宗族社会の道徳風俗を損なうものとして白眼

視された」とはよく知られている。しかし十八世紀頃に至るまで、多くの場合とりわけ貧困層の寡婦は、自活するためには再婚の道を選択せざるを得なかつた。中国における寡婦の再婚を清朝の婦女旌表制度を中心に検討したものとして、陳青鳳「清朝の婦女旌表制度について—節婦・烈女を中心に—」『東洋史論集』（九州大学）第一六号、一九八八年、がある。なお、三十歳未満で夫を亡くした寡婦に焦点を当て、その多くが選択する道徳の政治学などの中で論じた研究として、スーザン・マン著、岸本美緒訳「清代の社会における寡婦の位置」『お茶の水史学』第二九号、一九八六年、がある。

(35) 滋賀『中国家族法の原理』、四七九・五五五頁。

(36) 陳鵬『中国婚姻史稿』、七一四・七三五頁。滋賀『中国家族法の原理』五六〇頁。陳顧遠『中国婚姻史』一一四・二二七頁。

(37) 陳顧遠『中国婚姻史』、四八〇五四、一一一四～一一一七頁。陳鵬『中国婚姻史稿』、七三三～七三四頁。

(38) 佐藤文俊「明代宗室の婚姻の性格」『社会文化史学』第三六号、一九九六年（同著『明代王府の研究』研文出版、一九九九年所収）。なお、中国の婚姻に関する最近の研究としては、次のようなものがある。郭松義『倫理与生活—清代的婚姻關係』商務印書館、北京、一九九〇年。王躍生『十八世紀中国婚姻家庭研究』法律出版社、北京、一九九〇年。Matthew H. Sommer, *Sex, Law and Society in Late Imperial China*, Stanford University Press, Stan-

ford, 2000. 汪玢玲『中国婚姻史』上海人民出版社、一九〇〇一年。

(39) 矢沢「マッテオ・リッチと瞿太素」。

(40) アルヴァーロ・セメード著、矢沢利彦訳『チナ帝国誌』、前掲『中国キリスト教布教史』一一所収、三八八～三九三頁。

(41) Jap. Sin. 14-II, f. 282v.

(42) Jap. Sin. 16-II, f. 115.

(43) Francesco Buzomì, S.J. 一五七六年一月、イタリアのナポリに生まれ、一六三九年七月一日マカオで没す。一六〇九年里斯ボンで乗船し、翌年マカオに到着して、そこで神学を教えた。日本管区長ヴァレンティン・カルヴァーリョによつてコチンシナに派遣され、一六一五年にはコチンシナに赴いて布教に尽力したが、一六一七年病氣のためマカオに呼び戻される。回復した後、翌一六一八年レジデンシアの設立のためコチンシナに戻り、その後も布教に従事した。一六三五年三月十一日、巡察師アンドレ・パルメイロによつて布教長に任命されたが、実際には少し遅れて同年七月十三日から任務に就いた。マカオでの日本管区の管区会議にも派遣された（一六三八年九月九～二十二日）。一六三九年、コチンシナで宣教師たちが追放されると、マカオに向かい、そこで生涯を終えた (*Diccionario Histórico de la Compañía de Jesús*, I, p. 586.)。従つてこの書簡が認められた一六三七年は、布教長として活躍していた頃であつた。

(44) 感心へ以下の「」とを指しているのではないかと思わ

れる。アリストテレス著、高田二郎訳『リコマコス倫理学』上、筑波文庫、一九七一年、一一九頁。

(45) 「主の僕たる者は争わず、すべての人に柔軟に接し、教へね」がやが、よく忍び」(「モテへの手紙」) 第一章、第一四節)。

(46) イエズス会総長から布教地に送られた書簡は通常伝存しないことが多いが、この場合も確認することができなかつた。

(47) André Palmeiro, S. J. 一五六九年ポルトガルの里斯ボンに生まれ、一六二五年四月四日マカオで没す。従つて、この書簡が認められた一六三七年には、すでに亡くなつていたことになる。マラバール(一六一八～一六二一年)、ニア(一六二一～一六二六年)、そして一六二六年からとなるまで、中国及び日本の巡察師を歴任。彼の巡察師としての任期中に、トンキン、カンボジアにおけるイエズス会の布教が始まった(*Diccionario Histórico de la Compañía de Jesús*, III, p. 2961. *Répertoire des Jésuites de Chine de 1552 à 1800*, p. 193)。

(48) Jap. Sin. 161-II, f. 190r-v. ナハナの婚姻に関する報出があ(「Biblioteca de la Real Academia de la Historia, Jesuitas Legajo, 22, ff. 466-472v.」)。他にも年代は特定できないが、婚姻問題に関する明末の史料と思われるものとして、特免が要求された婚姻の事例に関する杭州府からの報出があ(「Biblioteca da Ajuda, Jesuitas na Ásia, 49-V-30, ff. 242-245.」)。

(49) 报出「キリスト教徒の婚姻問題について」を参照

のじん。

(50) 滋賀『中國家族法の原理』、四八一頁。

(51) 矢沢『西洋人の見た十六～十八世紀の中国女性』八六～九〇頁。

〔附記〕本稿作成にあたり、高瀬弘一郎先生より多大な指導を賜つた。また、中国の婚姻に関しては、岸本美緒先生よりご教示を頂いた。銘記して両先生に心よりお礼申し上げたい。